

# 特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名
2	地方税関連事務全項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

千葉県知事は、地方税関連事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

千葉県知事

## 個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

## 公表日

令和6年11月26日

[令和6年10月 様式4]

## 項目一覧

I 基本情報

(別添1) 事務の内容

II 特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

IV その他のリスク対策

V 開示請求、問合せ

VI 評価実施手続

(別添3) 変更箇所

# I 基本情報

## 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	地方税の賦課徴収に関する事務									
②事務の内容 ※	<p>1. 業務概要 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収に関する事務</p> <p>(1) 納税者からの申告及び届出等による課税管理業務 (2) 収納及び課税の情報に基づき、督促状の送付や収納、還付、充当等を行う収納管理業務 (3) 滞納者情報に基づき、催告、差押え等の滞納整理を行う滞納管理業務 (4) 課税状況、収税見込等の統計業務、決算業務 (5) 紳税者の氏名、住所等の基本情報及び課税、収納、滞納状況を税トータルシステムで管理するシステム管理業務</p> <p>2. 業務の流れ 納税者からの申告・届出又は調査により課税し、納税通知書等を送付するとともに、納税者が納付した税金を県の歳入として受け入れ、納付額が課税額より多い場合は超過額を還付、納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は督促を行った後、滞納整理を行う。</p> <p>①納税者から提出される申告書等を受け付け、確認を行う。 ②納税者からの情報により、減免決定等の確認を行う。 ③②について、番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。 ④必要に応じて納税者や申告書等の内容について、調査を行う。 ⑤②及び③により決定した減免決定について、納税者に減免決定通知書等を送付する。 ⑥①～④により課税した内容について、納税者に納税通知書を送付する。 ⑦納税者が納付書により納付したことについて、金融機関からの領收済通知書により確認する。 ⑧納付額が課税額より多い場合は超過額を還付のうえ、納税者に還付通知書を送付する。 ⑨納税者からの納税証明書交付申請書を受け付け、確認を行う。 ⑩⑨に係る納税証明書を納税者に交付する。 ⑪納税者からの納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、納税者に督促状を送付する。 ⑫督促した納税者から納付がない場合や納付額が課税額より少ない場合は、滞納整理を行う。 (※詳細は、7項「(別添1)事務の内容」を参照)</p>									
③対象人数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%;">[      30万人以上      ]</td> <td style="width: 30%;">1) 1,000人未満</td> <td style="width: 30%;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 1万人以上10万人未満</td> <td>4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 30万人以上</td> <td></td> </tr> </table>	[      30万人以上      ]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満		3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		5) 30万人以上	
[      30万人以上      ]	1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
	5) 30万人以上									

## 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム

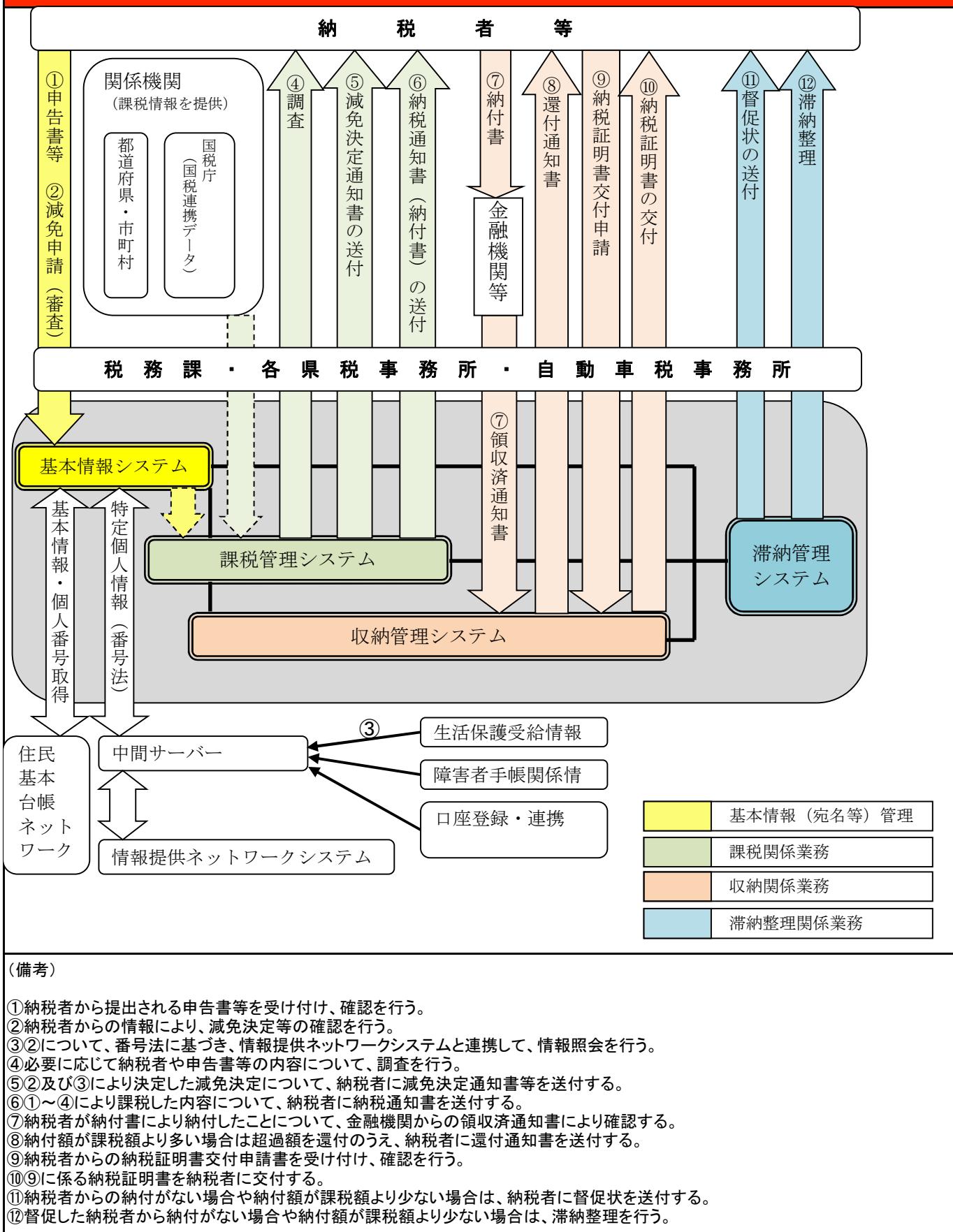
システム1	
①システムの名称	税トータルシステム
②システムの機能	<p>地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税のうち県税の賦課徴収に関する電算処理</p> <p>1. 基本情報システム: 紳税者の氏名、住所、個人番号等の管理業務を行う。 2. 課税管理システム: 課税内容の照会、当初賦課、更正処理、減免状況の管理、納税通知書等の帳票発行等の課税管理業務を行う。 3. 収納管理システム: 収納、還付、充当、納税証明書及び督促状等の帳票発行等の収納管理業務を行う。 4. 滞納管理システム: 滞納者情報、収税状況の管理、催告書等の帳票発行等の滞納整理(管理)業務を行う。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[    ] 情報提供ネットワークシステム      [    ] 庁内連携システム</p> <p>[    ] 住民基本台帳ネットワークシステム      [    ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[    ] 宛名システム等      [    ] 税務システム</p> <p>[ ○ ] その他 ( 国税連携システム(eLTAX) )</p>

システム2~5	
システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	<p>以下は、住民基本台帳ネットワークシステムの都道府県サーバについて記載</p> <p>①本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバ（以下「市町村CS」という。）を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対し、当該本人確認情報の更新情報を通知する。</p> <p>②千葉県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 千葉県の他の執行機関又は他部署による住基法に基づく情報照会に対応するため、個人番号、4情報（氏名、住所、性別、生年月日をいう。以下同じ。）、住民票コードの組合せを検索キーに、個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。</p> <p>③本人確認情報の開示 住基法に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、請求に係る個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。</p> <p>④機構への情報照会 全国サーバに対し、個人番号、4情報又は住民票コードの組合せを検索キーに、個人の本人確認情報の照会を行い、当該個人の本人確認情報を受領する。</p> <p>⑤本人確認情報検索 4情報の組合せを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。</p> <p>⑥本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村CSを経由して送付された整合性確認用の本人確認情報を受領し、当該整合性確認用の本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性を確認する。</p>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
システム3	
①システムの名称	国税連携システム(eLTAX)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会(現:地方税共同機構)が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。</li> <li>・国税庁のe-TAXに申告された所得税申告書等データ及び国税当局に書面で申告された所得税申告書等データが総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じ送付される。</li> <li>・国税連携システム(eLTAX)には、       <ul style="list-style-type: none"> <li>①国税庁から、地方税ポータルセンタを通じて、所得税申告書等データを受領する。</li> <li>②他の都道府県に対して、所得税申告書等データを送付する。</li> </ul>       等の機能がある。     </li> </ul>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 地方税ポータルセンタ(eLTAX) )</p>

システム4	
①システムの名称	中間サーバー
②システムの機能	<p>中間サーバーは、情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)、既存システム、団体内統合宛名システム等の各システムとデータの受け渡しを行うことで、符号の取得(※1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。</p> <p>(※1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>符号管理機能:情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。</li> <li>情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。</li> <li>情報提供機能:情報提供ネットワークシステムを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。</li> <li>既存システム接続機能:中間サーバーと既存システム、団体内統合宛名システム及び住基システムとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。</li> <li>情報提供等記録管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、又は提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。</li> <li>情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。</li> <li>データ送受信機能:中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。</li> <li>セキュリティ管理機能:セキュリティを管理する機能。</li> <li>職員認証・権限管理機能:中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報(連携対象)へのアクセス制御を行う機能。</li> <li>システム管理機能:バッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼働状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。</li> </ol>
③他のシステムとの接続	<p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] 住民基本台帳ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 既存住民基本台帳システム</p> <p>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 宛名システム等 [ <input type="checkbox"/> ] 税務システム</p> <p>[ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )</p>
システム6~10	
システム11~15	
システム16~20	
3. 特定個人情報ファイル名	
税トータルシステムデータベースファイル	
4. 特定個人情報ファイルを取り扱う理由	
①事務実施上の必要性	<p>県税の公平・公正な課税、徴収事務の効率化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人の特定(正確な把握)により適正な課税、効率的な徴収事務を行うため。</li> <li>障害者関係情報、生活保護関係情報による減免判定の確認力、正確性の向上を図るため。</li> </ul>
②実現が期待されるメリット	<p>県税における公平・公正な課税を行うための課税情報の正確な把握及び納税者の利便性向上</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>個人の氏名、住所をはじめとする課税情報の正確な把握が、県税の公平・公正な課税につながる。</li> <li>特定の個人の課税状況、収納状況を一元的に把握することにより、徴収事務の効率化が図られる。</li> <li>障害者関係情報、生活保護関係情報の取得により、県税の減免を判定する際の確認力、正確性が向上する。</li> <li>身体障害者等の理由により、県税の減免を受ける際、納税者に提供を求める身体障害者や所得等の情報を、県が情報提供ネットワークを通じて入手することにより、納税者負担の軽減が期待される。</li> </ul>
5. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>番号法第9条第1項 別表 24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条</p>
6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[ <input type="checkbox"/> 実施する ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>番号法第19条第8号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条表49の項及び第51条</p>
7. 評価実施機関における担当部署	

①部署	県総務部税務課
②所属長の役職名	税務課長
8. 他の評価実施機関	

(別添1) 事務の内容



## II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
税トータルシステムデータベースファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 <b>※</b>	[ システム用ファイル ]	<選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[ 100万人以上1,000万人未満 ]	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者及び課税調査対象者</li> </ul>	
④記録される項目	[ 100項目以上 ]	<選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 <b>※</b>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・識別情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 個人番号 [ <input type="checkbox"/> ] 個人番号対応符号 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他識別情報(内部番号)</li> </ul> </li> <li>・連絡先等情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 連絡先(電話番号等)</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] その他住民票関係情報</li> </ul> </li> <li>・業務関係情報           <ul style="list-style-type: none"> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 国税関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 地方税関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 健康・医療関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 医療保険関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 児童福祉・子育て関係情報 [ <input checked="" type="checkbox"/> ] 障害者福祉関係情報</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] 生活保護・社会福祉関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 介護・高齢者福祉関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 雇用・労働関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 年金関係情報 [ <input type="checkbox"/> ] 学校・教育関係情報</li> <li>[ <input type="checkbox"/> ] 災害関係情報</li> <li>[ <input checked="" type="checkbox"/> ] その他 ( 口座登録・連携ファイル関係情報 )</li> </ul> </li> </ul>	
その妥当性	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 個人番号及びその他識別情報: 対象者を正確に特定するために保有</li> <li>2. 4情報及び連絡先           <ul style="list-style-type: none"> <li>①賦課決定に際し課税要件を確認するため</li> <li>②納税通知書等の送付先を確認するため</li> <li>③本人への連絡等のため</li> </ul> </li> <li>3. 国税関係情報: 課税調査対象者に関する情報(確定申告書等データ)を確認し、課税事務を行うため</li> <li>4. 地方税関係情報: 地方税関係情報により課税事務又は税の軽減を行うため</li> <li>5. 障害者福祉関係情報: 障害者に対する税の減免判定の際に確認を行うため</li> <li>6. 生活保護・社会福祉関係情報: 生活保護者に対する税の減免の判定の際に確認を行うため</li> <li>7. 口座登録・連携ファイル関係情報: 還付金の振り込みを行うため</li> </ol>	
全ての記録項目	別添2を参照。	
⑤保有開始日	・平成29年2月	
⑥事務担当部署	・千葉県総務部税務課	

### 3. 特定個人情報の入手・使用

①入手元 <b>※</b>		[ <input checked="" type="radio"/> ] 本人又は本人の代理人 [ <input checked="" type="radio"/> ] 評価実施機関内の他部署 ( 市町村課、障害者福祉推進課、健康福祉指導課、情報システム課 ) [ <input checked="" type="radio"/> ] 行政機関・独立行政法人等 ( 税務署(国税庁)、デジタル庁 ) [ <input checked="" type="radio"/> ] 地方公共団体・地方独立行政法人 ( 都道府県、市町村 ) [ <input type="checkbox"/> ] 民間事業者 ( ) [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )															
②入手方法		[ <input checked="" type="radio"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input checked="" type="radio"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input checked="" type="radio"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( LGWAN )															
③入手の時期・頻度		・本人または本人の代理人から申告等を受ける都度 ・国税、地方税に関する情報の閲覧、記録等が必要な都度 ・国税庁、他の地方公共団体から所得税確定申告書等データの受信がある都度 ・基本4情報、個人番号の確認が必要な都度 ・減免要件の確認が必要な都度															
④入手に係る妥当性		・申告書の情報は、県税の賦課徴収のため、法令に定められた時期・頻度・方法にて本人または代理人から提供を受ける。 ・国税、地方税に関する情報は、県税の賦課徴収のために、法令に基づき、国税庁または他の地方公共団体から提供を受ける。 ・確定申告書等データは、国税当局に提出された個人番号が記載された所得税の申告書情報を地方税ポータルセンタ(eLTAX)を通じて受領するが、その提出時期については所得税法等に規定されている。(所得税の確定申告書については2月16日から3月15日の期間に国税当局に提出され、日次で国税庁から受領する。) ・基本4情報及び個人番号は、真正性の確認のために住民基本台帳ネットワークより取得する。 ・減免情報は、番号法第19条別表の規定に基づき、障害福祉関係課から取得する。 ・公金受取口座情報は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律等の規定に基づき、情報提供ネットワークより取得する。															
⑤本人への明示		・基本的には番号法、地方税法、条例の規定により定められた情報の入手が原則であるが、それ以外の理由で情報を入手する場合には、利用目的を本人に明示するか、窓口での対応の場合は本人に口頭で説明を行う。															
⑥使用目的 <b>※</b>		・県税の公平・公正な賦課、徴収事務の効率化															
⑦使用の主体		<table border="1"> <tr> <td>変更の妥当性</td> <td></td> </tr> <tr> <td>使用部署 <b>※</b></td> <td>・県総務部税務課、県の各県税事務所支所、自動車税事務所支所</td> </tr> <tr> <td>使用者数</td> <td> <p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>[ 500人以上1,000人未満 ]</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table> </td> </tr> </table>	変更の妥当性		使用部署 <b>※</b>	・県総務部税務課、県の各県税事務所支所、自動車税事務所支所	使用者数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>[ 500人以上1,000人未満 ]</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[ 500人以上1,000人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上
変更の妥当性																	
使用部署 <b>※</b>	・県総務部税務課、県の各県税事務所支所、自動車税事務所支所																
使用者数	<p style="text-align: right;">&lt;選択肢&gt;</p> <table border="0"> <tr> <td>[ 500人以上1,000人未満 ]</td> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	[ 500人以上1,000人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満		3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満		5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上							
[ 500人以上1,000人未満 ]	1) 10人未満	2) 10人以上50人未満															
	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満															
	5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上															

⑧使用方法 <b>※</b>	<p>I 基本情報、共通宛名管理に関する事務        ・ 納税者の氏名、住所から基本情報を生成、管理するとともに、個人番号との紐付け等の管理業務を行う。</p> <p>II 課税管理に関する事務        ・ 申告及び届出等による情報から納税通知書の作成等の課税管理業務を行う。</p> <p>III 収納管理に関する事務        ・ 収納及び課税等の情報から収納、還付、充当などの収納管理業務を行う。</p> <p>IV 滞納管理に関する事務        ・ 滞納者情報等から滞納管理業務を行う。</p>
情報の突合 <b>※</b>	<p>①上記 II～IVに係る上記 I の基本情報、共通宛名管理に関する事務        ・ 納税者の氏名、住所から納税者の特定、現状の把握を行うため、当該システムにおける基本情報と住民基本台帳ネットワークシステム、他の団体(市町村)、府内他部署、情報提供ネットワークシステムから入手した納税者関係情報との突合を行う。</p> <p>②上記 II の課税管理に関する事務        ・ 納税者が申告してきた個人番号が正しいか真正性を確認するため、住民基本台帳ネットワークシステム、地方税ポータルシステムから入手した情報との突合を行う。</p> <p>・ 県税の減免判定が適正か確認を行うため、本人から提出された減免に関する申請書の内容と府内他部署又は情報提供ネットワークシステムから入手した障害者関係情報又は生活保護関係情報との突合を行う。</p>
情報の統計分析 <b>※</b>	<p>・ 紳税者の地方税情報、障害者情報、生活保護情報、口座情報等について、税の賦課徴収に関する統計や分析は行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。</p>
権利利益に影響を与える得る決定 <b>※</b>	<p>・ 障害者、生活保護者に対する税の減免措置の適合性の確認</p>
⑨使用開始日	平成29年2月1日

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

委託の有無 <b>※</b>	<input type="checkbox"/> 委託する      <選択肢> (                  2 ) 件 1) 委託する    2) 委託しない		
委託事項1	税トータルシステム保守運用管理業務		
①委託内容	・税トータルシステムの円滑な運用のための保守運用管理(障害時の復旧作業、障害プログラムの修正作業を含む)に関する業務		
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<input type="checkbox"/> 特定個人情報ファイルの全体      <選択肢> 1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部		
対象となる本人の数	<input type="checkbox"/> [ 100万人以上1,000万人未満 ]      <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
対象となる本人の範囲 <b>※</b>	・県税に係る納税者及び課税調査対象者		
その妥当性	・県税の公平・公正な賦課、徴収を目的として、県税にかかる納税者及び課税調査対象者の特定個人情報を税トータルシステムに保有しており、これらの情報については、税トータルシステムの開発、保守、運用、システム障害時における復旧やプログラム修正及び法制度改正の際にシステム改修を行っている実績のある委託先に取り扱ってもらう必要がある。		
③委託先における取扱者数	<input type="checkbox"/> [ 10人以上50人未満 ]      <選択肢> 1) 10人未満 3) 50人以上100人未満 5) 500人以上1,000人未満 2) 10人以上50人未満 4) 100人以上500人未満 6) 1,000人以上		
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	[ ] 専用線      [ ] 電子メール      [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ ○ ] フラッシュメモリ      [ ] 紙 [ ] その他 ( )		
⑤委託先名の確認方法	・委託先が決定した際には入札結果を公表している。		
⑥委託先名	株式会社日立製作所		
⑦再委託の有無 <b>※</b>	<input type="checkbox"/> 再委託する      <選択肢> 1) 再委託する    2) 再委託しない		
再委託	・業務委託契約において、業務の全てを再委託することを禁止している。 ・業務の一部について、再委託を実施する必要がある場合は、業務委託契約の規定に基づき、事前に委託先から再委託の申請を書面により提出させ、再委託の承認を行っている。 ・再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を承認の要件としており、委託先から適宜報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。		
⑧再委託の許諾方法	・税務システム保守運用管理業務の一部		
⑨再委託事項			

委託事項2~5	
委託事項2	国税連携システム(受信サーバ、国税連携クライアント)の運用保守に必要な範囲で、特定個人情報の取扱いを委託
①委託内容	国税連携システムの運用・保守
②取扱いを委託する特定個人情報ファイルの範囲	<p>[ 特定個人情報ファイルの一部 ]</p> <p>1) 特定個人情報ファイルの全体 2) 特定個人情報ファイルの一部</p>
対象となる本人の数	<p>[ 10万人以上100万人未満 ]</p> <p>1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</p>
対象となる本人の範囲 ※	・国税通則法、所得税法等の規定により国税当局に提出される税務関係書類に個人番号を記載することとされている者(所得税申告者等)
その妥当性	・国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、平成22年度税制改正において所得税申告書等の地方団体による閲覧又は記録について、電子情報処理組織を使用して行う基準を設け、これに基づき所得税申告書等の電子的データの提供を国税庁から受けている。
③委託先における取扱者数	<p>[ 10人以上50人未満 ]</p> <p>1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上</p>
④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	<p>[ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)</p> <p>[ ] フラッシュメモリ [ ] 紙</p> <p>[ ○ ] その他 ( LGWAN回線 )</p>
⑤委託先名の確認方法	・委託先が決定した際には入札結果を公表している。
⑥委託先名	株式会社 TKC
⑦再委託の有無 ※	<p>[ 再委託する ]</p> <p>1) 再委託する 2) 再委託しない</p>
再委託	<p>・業務委託契約において、業務の全てを再委託することを禁止している。</p> <p>・業務の一部について、再委託を実施する必要がある場合は、業務委託契約の規定に基づき、事前に委託先から再委託の申請を書面により提出させ、再委託の承認を行っている。</p> <p>・再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を承認の要件としており、委託先から定期的に報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている</p>
⑧再委託の許諾方法	千葉県庁舎内での現地保守サポート
委託事項6~10	
委託事項11~15	
委託事項16~20	

## 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)

提供・移転の有無	[ <input checked="" type="radio"/> ] 提供を行っている ( 1 ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 移転を行っている ( ) 件 [ <input type="checkbox"/> ] 行っていない
提供先1	他の都道府県知事
①法令上の根拠	・番号法第19条第10号
②提供先における用途	・個人事業税の賦課徴収
③提供する情報	・本県で賦課しない者に係る所得税申告書等データ
④提供する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> ] 1万人未満 [ <input type="checkbox"/> ] 1万人以上10万人未満 [ <input type="checkbox"/> ] 10万人以上100万人未満 [ <input type="checkbox"/> ] 100万人以上1,000万人未満 [ <input type="checkbox"/> ] 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・本県で賦課しない者
⑥提供方法	[ <input type="checkbox"/> ] 情報提供ネットワークシステム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input checked="" type="radio"/> ] その他 ( LGWAN )
⑦時期・頻度	・他都道府県が賦課する者であったことが判明した場合に送付する。

## 提供先2~5

## 提供先6~10

## 提供先11~15

## 提供先16~20

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ <input type="checkbox"/> ] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ <input type="checkbox"/> ] 庁内連携システム [ <input type="checkbox"/> ] 専用線 [ <input type="checkbox"/> ] 電子メール [ <input type="checkbox"/> ] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [ <input type="checkbox"/> ] フラッシュメモリ [ <input type="checkbox"/> ] 紙 [ <input type="checkbox"/> ] その他 ( )
⑦時期・頻度	

## 移転先2~5

## 移転先6~10

## 移転先11~15

## 移転先16~20

## 6. 特定個人情報の保管・消去

		<p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・認定委託先事業者の保管場所様及び立ち入り制限 なお、データセンタ社員、eltax担当社員、保守員及びシステム運用担当社員のいずれも認定委託先事業者の社員</li> </ul> <p>①サーバ設置場所:認定委託先事業者所有のデータセンター内</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a.24時間365日運用監視</li> <li>b.全館システムによる入退館管理及びビデオカメラによる監視</li> <li>c.サーバ室への入室はデータセンタ社員、eLTAX担当社員、保守員に限定され、入り口は生体認証</li> <li>d.データセンター社員による巡回監視</li> <li>e.全機器ラック搭載及び常時施錠</li> <li>f.サーバへのアクセスはシステム運用担当社員のみに限定</li> </ol> <p>②データ保管場所:認定委託事業者所有のデータセンター内の金庫</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a.データの持出・受け入れは認定委託先事業者変更の際のみに限定 (地方税共同機構からの指示により実施)</li> <li>b.媒体運搬はeLTAX担当社員のみに限定</li> </ol> <p>③サーバー内のデータ消去</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>a.認定委託先事業者変更の際に実施 (地方税共同機構からの指示により実施)</li> <li>b.千葉県からの指示に基づき実施</li> </ol> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバー・プラットフォーム(※1)はデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。</p> <p>※1 各地方公共団体の経費節減、セキュリティ、運用の安定性の確保の観点から、クラウドの積極的な活用により共同化集約化を図るため、地方公共団体情報システム機構により整備・運用される中間サーバーの拠点(ハードウェア)</p> <p>②特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。</p> <p>&lt;県における措置&gt;</p> <p>①府内の入退室管理(※2)が行われている部屋に設置したサーバ内に保管。</p> <p>※2 室内への入退室権限を持つ者を限定し、IDとパスワード認証により入退室する者の管理を行う。</p> <p>②サーバの運用管理は、外部委託業者が行っているが、ID及びパスワードによる認証が必要である。また、サーバ管理に使用する端末は他の業務で使用しておらず、信頼性の高いウィルス対策ソフトを導入し、パターンファイルは常に最新の状態にして、セキュリティ対策を行っている。なお、システム管理者は、月1回、外部委託業者から税務システムの稼働状況の報告を受けている。</p>												
②保管期間	期間	<p>&lt;選択肢&gt;</p> <table style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>1) 1年未満</td> <td>2) 1年</td> <td>3) 2年</td> </tr> <tr> <td>4) 3年</td> <td>5) 4年</td> <td>6) 5年</td> </tr> <tr> <td>7) 6年以上10年未満</td> <td>8) 10年以上20年未満</td> <td>9) 20年以上</td> </tr> <tr> <td colspan="3">10) 定められていない</td> </tr> </table> <p>[ 6年以上10年未満 ]</p>	1) 1年未満	2) 1年	3) 2年	4) 3年	5) 4年	6) 5年	7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上	10) 定められていない		
1) 1年未満	2) 1年	3) 2年												
4) 3年	5) 4年	6) 5年												
7) 6年以上10年未満	8) 10年以上20年未満	9) 20年以上												
10) 定められていない														
その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方税法第17条の5(更正、決定等の期間制限)の規定に基づき、7年間は記録を保存する必要がある。</li> <li>・番号法第23条(情報提供等の記録)、番号法施行令第30条(情報提供等の記録の保存期間)の規定に基づき、7年間は記録を保存する必要がある。</li> </ul>													
③消去方法		<p>&lt;国税連携システム(eLTAX)における措置&gt;</p> <p>国税連携システム(eLTAX)のデータは、税務システムへのデータ連携(又は印刷)が終了し、賦課決定を行うなどした結果、保管の必要がなくなったときに削除権限を有する職員が手作業でデータを消去する。</p> <p>情報ごとに定められた保存期間を経過したデータについては、システムにより自動的に消去する。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①特定個人情報の消去は県からの操作によって実施されるため、通常、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者が特定個人情報を消去することはない。</p> <p>②ディスク交換やハード更改等の際は、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者において、保存された情報が読み出しできないよう、物理的破壊又は専用ソフト等を利用して完全に消去する。</p> <p>&lt;県における措置&gt;</p> <p>①国税連携システム(eLTAX)から税トータルシステムに取り込んだデータについては、7年間の保管期間経過後、システムにて自動的に消去する。</p> <p>②申請書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による裁断溶解処理を行う。</p>												

## 7. 備考

特になし。

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

システム名		千葉県税トータルシステム
	ファイル名	説明
業務共通	1 住所コードマスタ	住所を示す番号と住所名称の紐付け情報
	2 汎用コードマスタ	申告区分など、システム上番号で取り扱う項目の番号と名称の紐付け情報
	3 汎用コード管理マスタ	システム上、番号で取り扱う項目の種別
	4 エラーメッセージマスタ	システム上のエラーメッセージ
	5 金融機関コードマスタ	金融機関情報（名称、住所、電話番号など）
	6 採番マスタ	課税番号など、税システムで一意となる番号を付番するための情報
	7 県税事務所コードマスタ	県税事務所情報（名称、住所、電話番号など）
	8 設定情報共通マスタ	各税目の税率情報
	9 ユーザーテーブルマスタ	業務日付など、システムが稼動する上で基準とする情報
	10 ユーザIDマスタ	税システムの利用者情報（氏名、所属など）
	11 業務個別利用権限マスタ	税システムの利用者権限（照会、更新）
	12 業務処理名称マスタ	システム情報
	13 管轄情報マスタ	県税事務所の管轄する地区の設定情報
	14 ユーザジャーナルマスタ	税システムへのオンライン入力履歴
	15 通知書管理マスタ	発付した納税通知書に記載の情報（氏名、住所、税額など）
	16 返戻管理マスタ	返戻となった納税通知書の情報（氏名、住所、税額など）
	17 住所調査結果エントリ	住基システムから得られた納税者情報（氏名、住所など）
	18 J S O L 業務個別削除権限マスタ	税システムにおけるEUCサブシステムの利用者権限
	19 通知書取消履歴	取消となった納税通知書に記載の情報（氏名、住所、税額など）
	20 機関コードマスタ	未使用のため、対象外
	21 消込キー変換マスタ	納付情報と税システムで管理する賦課情報の紐付け情報
基本情報	1 基本情報マスタ	納税者の情報（氏名、住所、電話番号、生年月日など）
	2 基本情報履歴	納税者の情報の履歴（氏名、住所、電話番号、生年月日など）
	3 基本情報登録キーマスタ	納税者と課税情報を紐付けるキーとなる情報
	4 基本情報検索キーマスタ	納税者の情報（氏名、住所）
	5 基本情報履歴メモマスタ	納税者に関するメモ
	6 基本情報名寄せ禁止マスタ	名寄せを禁止する納税者の番号
	7 併合分離基本情報番号変更履歴	過去に併合、課税異動をした納税者の番号
	8 共通番号権限マスタ	共通番号の照会／更新権限
	9 共通番号証跡履歴	個人番号の照会履歴
	10 基本情報特定個人情報マスタ	中間サーバ照会結果
送付先個人事業税	1 送付先マスタ	納税者の送付先の情報（氏名、住所、電話番号など）
	2 送付先履歴	納税者の送付先の情報の履歴（氏名、住所、電話番号など）
	3 送付先変更中間データ	納税者の変更送付先情報（氏名、住所、電話番号など）
	4 個事税登録マスタ	課税客体の情報
	5 個事税登録履歴	課税客体の情報の履歴
	6 個事税課税入力データマスター	課税入力画面より入力した情報
	7 個事税課税入力データ履歴	課税入力画面より入力した情報の履歴
	8 個事税課税マスター	個人事業税の期別の課税情報
	9 個事税課税経歴	個人事業税の課税の履歴
	10 個事税国税申告事績マスター	未使用のため、対象外
	11 個事税国税納税地マスター	未使用のため、対象外
	12 個事税国税関係者マスター	未使用のため、対象外
	13 個事税国税連携マスター	国税から通知された課税情報
	14 個事税還付経歴	個人事業税の還付情報履歴
不動産取得税	12 個事税納通一般エントリ	納税通知書（口座振替分以外）を再出力するための情報
	13 個事税納通口振エントリ	納税通知書（口座振替分）を再出力するための情報
	14 個事税収納経歴	個人事業税の収納履歴
	15 個事税処分経歴	個人事業税の滞納による処分履歴
	1 不動税登録マスター	課税客体の情報
	2 不動税登録履歴	課税客体の情報の履歴
	3 不動税課税マスター	不動産取得税の期別の課税情報
	4 不動税課税経歴	不動産取得税の課税の履歴
	5 不動税物件情報マスター	課税した物件（土地、家屋）の情報
	6 不動税課税経歴ワーク	課税する際に使用するワークテーブル
	7 不動税基本情報ワーク	課税する際に不動税収集基本情報ワークより引き継いだ情報
	8 不動税課税経歴明細ワーク	課税する際に使用するワークテーブル
	9 不動税課税経歴明細	不動産取得税の課税の履歴の明細情報
軽油引取	10 不動税課税共有者マスター	課税した物件の共有者の情報
	11 不動税収集基本情報ワーク	課税のために収集した納税者情報
	12 不動税収集登録マスター	課税のために収集した課税客体の情報
	13 不動税収集物件情報マスター	課税のために収集した物件（土地、家屋）の情報

税	5 免軽使用者マスタ	免税軽油使用者の情報
	6 免軽免税証発行管理マスタ	免税証を発行した際の入力情報
	7 免軽共同使用者マスタ	免税軽油使用者証の共同使用者の情報
	8 軽油税事務所マスタ	特別徴収義務者の事務所の情報
	9 免軽使用者履歴	免税軽油使用者の情報の履歴
	10 免軽使用者証発行管理マスタ	免税軽油使用者証を発行した際の入力情報
	11 免軽免税証発行明細マスタ	免税証1枚単位の管理情報
	12 軽油税調査結果エントリ	調査業務に伴なう結果の情報
	13 軽油税L A S事業者マスタ	L A S D E Cより通知された事業者の情報
	14 軽油税還付経歴	軽油引取税の還付情報履歴
	15 軽油税収納経歴	軽油引取税の収納履歴
	16 軽油税処分経歴	軽油引取税の滞納に因る処分履歴
	1 自二税登録マスタ	課税客体（車輌）の情報（登録番号、型式、使用者など）
	2 自二税登録履歴	課税客体（車輌）の情報の履歴
	3 自車税課税マスタ	自動車税の期別の課税情報（税額、納期限など）
	4 自車税課税経歴	自動車税の課税の履歴（税額、納期限など）
自動車二税 （自動車税・自動車取得税）	5 自取税課税マスタ	自動車取得税の期別の課税情報（税額、納期限など）
	6 自取税課税経歴	自動車取得税の課税の履歴（税額、納期限など）
	7 自二税申請情報マスタ	自動車二税の申告情報（型式、使用者など）
	8 自二税一括納付管理マスタ	自動車税の大口一括課税情報
	9 自二税身障減免上限情報マスタ	未使用のため、対象外
	10 自二税分配ワークマスタ	分配テーブの情報（型式、使用者など）
	11 自二税分配テーブ件数マスタ	未使用のため、対象外
	12 自取税課税標準額マスタ	車種毎の課税標準額
	13 自二税口座委託ファイル設定情報マスタ	未使用のため、対象外
	14 自車税還付経歴	自動車税の還付情報履歴
	15 自取税還付経歴	自動車取得税の還付情報履歴
	16 自二税申告マスタ	自動車二税の申告情報（型式、使用者など）
	17 自二税納税者情報設定マスタ	未使用のため、対象外
	18 自二税分配登録処理確認マスタ	分配処理時にエラーや職員による確認が必要となったデータ
	19 自二税中古商品車減免申請エントリ	自動車二税の中古商品車減免の申請情報
	20 自二税賦課明細マスタ	課税毎の車輌情報
	21 自二税不申告要確認マスタ	不申告の車輌情報
	22 自二税減免申請エントリ	自動車二税の減免申請情報
	23 自二税納付申し出エントリ	自動車二税の納付の申し出を受領した車輌情報
	24 自二税大震災非課税エントリ	自動車二税の大震災による非課税の車輌情報
	25 自車税賦課統計マスタ	自動車税の統計情報
	26 自取税申告統計マスタ	自動車取得税の統計情報
	27 自車税収納経歴	自動車税の収納履歴
	28 自取税収納経歴	自動車取得税の収納履歴
	29 自車税処分経歴	自動車税の滞納に因る処分履歴
	30 自取税処分経歴	自動車取得税の滞納に因る処分履歴
	31 自税環境性能割課税マスタ	自税環境性能割の期別の課税情報（税額、納期限など）
	32 自税環境性能割課税経歴	自税環境性能割の課税の履歴（税額、納期限など）
	33 自税環境性能割還付経歴	自税環境性能割の還付情報履歴
	34 自税環境性能割処分経歴	自税環境性能割の滞納に因る処分履歴
	35 自税環境性能割収納経歴	自税環境性能割の収納履歴
たばこ税	1 県た税登録マスタ	課税客体の情報
	2 県た税登録履歴	課税客体の情報の履歴
	3 県た税課税マスタ	県たばこ税の期別の課税情報
	4 県た税課税経歴	県たばこ税の課税の履歴
	5 県た税課税入力票エントリ	県たばこ税の申告書、修正申告書の情報
	6 県た税手持品課税入力票エントリ	未使用のため、対象外
	7 県た税手持品宛名情報エントリ	県たばこ税の宛名リストの情報
	8 県た税手持品申告情報エントリ	県たばこ税の手持品課税申告書、手持品課税修正申告書の情報
	9 県た税還付経歴	県たばこ税の還付情報履歴
	10 県た税収納経歴	県たばこ税の収納履歴
	11 県た税処分経歴	県たばこ税の滞納に因る処分履歴
還付関係	1 収納管還付履歴	過去の還付情報。（課税情報（課税番号、期別など）、過誤納額、還付通知書の送付先情報（氏名、住所、郵便番号など）、還付口座情報、譲渡先情報（氏名、住所、郵便番号、口座情報など））
	2 収納管充当履歴	過去の充当情報。（充当先課税情報（課税番号、期別など）、充当額）
	3 収納管過誤納発生履歴	還付が発生した金額の情報の履歴（調定額、収納額、過誤納額、納付日など）
	4 収納管還付加算金内訳履歴	過去の還付加算金の計算元の情報
	5 収納管通知書再発行マスタ	還付通知書再発行時の情報。（課税情報（課税番号、期別など）、過誤納額、還付通知書の送付先情報（氏名、住所、郵便番号など）、還付口座情報、譲渡先情報（氏名、住所、郵便番号、口座情報など））

	6 収納管指定銀通知番号変換	未使用のため、対象外
	7 収納管還付マスター	還付予定の情報。（課税情報（課税番号、期別など）、過誤納額、還付通知書の送付先情報（氏名、住所、郵便番号など）、還付口座情報、譲渡先情報（氏名、住所、郵便番号、口座情報など））
	8 収納管充当マスター	充当予定の情報。（充当先課税情報（課税番号、期別など）、充当額）
	9 収納管過誤納発生マスター	還付が発生した金額の情報（調定額、収納額、過誤納額、納付日など）
	10 収納管還付加算金内訳マスター	還付予定の還付加算金の計算元の情報
	11 収納管緊急還付	未使用のため、対象外
	12 収納管債権譲渡人	自動車税の債権譲渡人の情報（氏名、住所、郵便番号、口座情報など）
	13 収納管過誤納データ履歴	還付が発生した金額の情報（課税情報（課税番号、期別など）、調定額、収納額、過誤納額、納付日など）
	14 収納管自動車税還付履歴	還付が発生した自動車税の金額の情報（課税情報（課税番号、期別など）、調定額、収納額、過誤納額、納付日など）
	15 収納管還付データ履歴	還付が発生した金額の情報（課税情報（課税番号、期別など）、調定額、収納額、過誤納額、納付日など）
	16 収納管過誤納履歴	還付が発生した課税情報（課税番号、期別など）、過誤納額の履歴
	17 収納管利子割過誤納履歴	利子割還付の金額の情報（課税情報（課税番号、期別など）、過誤納額など）
	18 収納管還付ダミー	未使用のため、対象外
	19 収納管充当ダミー	未使用のため、対象外
	20 収納管過誤納発生ダミー	未使用のため、対象外
	21 収納管還付加算金内訳ダミー	未使用のため、対象外
収納関係	1 収納管仮消込データ	オンラインで作成（仮消込）した消込データの情報
	2 収納管県税収納消込マスター	オンラインで作成（済通作成）した消込データの情報
	3 収納管消込保留ジャーナル	消込処理でエラーとなった消込データの情報
	4 収納管証明書発行管理マスター	オンラインで出力した証明書の履歴情報
	5 収納管督促発付マスター	督促発付したデータの情報
	6 収納管内訳ファイル	未使用のため、対象外
	7 収納管繰越マスター	翌年度に繰り越された課税データ（未納分）の情報
	8 収納管徴収状況報告書マスター	未使用のため、対象外
	9 収納管管理資料マスター	調定額、収納額、過誤納額等の月毎の累積値情報
	10 収納管管理資料合算用マスター	管理資料マスターに消込保留ジャーナル分のデータを加えた情報
	11 収納管管理資料日次用マスター	未使用のため、対象外
	12 収納管国税報告マスター	地方法人特別税額の当月分を管理する情報
	13 収納管国税累積マスター	地方法人特別税額の4月からの累積を管理する情報
	14 収納管徴収実績補正マスター	未使用のため、対象外
	15 収納管徴収実績補足履歴マスター	地方法人特別税用の月次および年次帳票を出力するための情報
	16 収納管延滞金算出確定マスター	延滞金算出根拠画面出力用の情報
	17 収納管帳票発行マスター	各税出力の納通、納付者、督促、催告の発付履歴を管理するマスター
	18 収納管MPN消込マスター	MPN収納分の消込データの情報
	19 収納管納付情報累積マスター	未使用のため、対象外
	20 収納管速報確報データ	コンビニ収納分の消込データの情報
	21 収納管台帳管理マスター	手管理分のデータを管理する情報（現在未使用）
	22 収納管延滞金算出根拠マスター	延滞金算出根拠画面出力用の情報
	23 収納管徴収猶予調定キーマスター	延滞金算出根拠画面出力用の情報
	24 収納管日計マスター	OCRおよびパンチの消込データの統計情報
	25 収納管集計マスター	管理資料をより詳細に展開した情報
	26 収納管クレジット納付情報累積マスター	クレジット収納依頼データの情報
	27 収納管クレジット収納消込マスター	クレジット収納分の消込データの情報
	28 収納管登録キー情報番変前マスター	自動車の登録番号変更前のデータ
	29 収納管4月繰越前課税情報マスター	滞納繰越前の課税情報
	30 共通納税納付情報管理マスター	共通納税システムから提供される納付情報管理ファイルの情報
	31 収納管基幹番号対応	eLTAXと税トータルシステムのキーの紐づけ
	32 収納管共通納税依頼累積マスター	共通納税システムへの納付依頼データの累積
口座関係	1 口座マスター	口座の情報（金融機関、口座番号、名義人など）
	2 口座履歴	口座の情報の履歴
	3 口座委託者コードマスター	各金融機関が定めた委託者コードの情報
	4 口座窓口支店コードマスター	各金融機関の窓口となる支店の情報
滞納整理	1 滞納整滯納者マスター	滞納者の情報（勤務先、本籍、滞納整理事務所など）
	2 滞納整滯納調定マスター	滞納している調定の情報、滞納整理をする事務所の遷移情報
	3 滞納整処分調定キーマスター	滞納者と調定と処分の関係管理、処分による配当金・充当金の情報
	4 滞納整処分財産管理マスター	処分または財産の現在の管理事務所と当初の管理事務所情報
	5 滞納整財産マスター	滞納整理の対象となる財産の情報（財産の種類、第三債務者の名称・住所など）
	6 滞納整財産明細管理マスター	滞納整理の対象となる財産の調査情報（有無、差押可否、換価可否など）
	7 滞納整財産明細マスター	滞納整理の対象となる財産の詳細情報（種類、内容、数量など）
	8 滞納整処分マスター	処分の情報（処分日、処分解除日、執行機関名称など）
	9 滞納整処分財産マスター	財産に対する処分の情報
	10 滞納整催告経歴	滞納整理の経過を記録する
	11 滞納整特記事項マスター	職員の作業メモ等を記録する

12	滞納整理権利者マスター	滞納整理の対象となる財産の権利者情報
13	滞納整理先行執行機関マスター	財産に対する先行執行機関の情報（名称、差押年月日、機関所在地など）
14	滞納整理送付先催告文書保存マスター	催告書・調査書類に記載する送付先・文書を保存する
15	滞納整理ユーザ担当マスター	ユーザID毎の担当コード、役職情報
16	滞納整理進行管理マスター	月毎の統計情報（滞納額、財産調査件数、処分件数など）
17	滞納整理管理者指示マスター	管理者職員から担当職員への指示情報
18	滞納整理担当地区マスター	地区毎の担当コード、担当者氏名
19	滞納整理送付先滞納者抽出一覧	催告書・調査書類に記載する送付先・文書を保存する
20	不納欠損予定日入力マスター	調定に任意に入力した不納欠損予定日を管理する
21	総括表事案マスター	総括表に出力する月毎の職員、事務所単位の統計情報（滞納者数、滞納税額など）
22	総括表滞納者マスター	総括表に出力する月毎の滞納者単位の統計情報（調定額、収入未済額など）

### III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 ※(7. リスク1⑨を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
税トータルシステムデータベースファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク1：目的外の入手が行われるリスク	
対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の入手は、番号法で認められた事務の範囲内で、かつ地方税法で定められた必要最低限の情報に限定する。</li> <li>・申告書については、地方税法の規定に基づき、納税者本人が記載して提出するものであり、当該納税者以外の情報は入手できない。</li> <li>・他機関から提供を受ける情報は、番号法及び地方税法で限定されており、法令で定める場合以外の入手は行わない。</li> <li>・国税連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルシステムを通じて接続先が固定されており、国税庁及び他都道府県としか繋がっておらず、国税庁及び他都道府県から送信される情報以外を入手することはできない。</li> <li>・住民基本台帳ネットワークについては、住民基本台帳法等の規定により、入手する情報や権限が定められている。</li> </ul>
必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告書については、地方税法に規定された様式であることから、基本的に法令に基づく必要な情報以外は入手できない。 なお、申告書の様式について、県で不必要的項目を設けないようにする。</li> <li>・他機関からは、番号法及び地方税法など、法令で定められた情報しか提供されないため、必要な情報以外は入手できない。</li> <li>・国税連携システム(eLTAX)は、国税庁から法令等により定められた様式で他都道府県に送信された情報のうち、本県に課税権がある情報のみ、本県を送付先として指定されて送信されることから、必要な情報以外を入手することを防止している。</li> <li>・住民基本台帳システムについては、法令により入手する情報が定められている。なお、情報入手にあたっては特定の権限者以外は情報照会することができず、アクセスした履歴も管理される。</li> </ul>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2：不適切な方法で入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・申告書については、地方税法の規定に基づく様式であり、個人番号の記載が必要であることを明示している。 また、法令の規定に基づき、本人から提出を受けている。</li> <li>・他機関や住民基本台帳ネットワークシステムについては、法令等に基づき、情報を入手する方法が限定されている。</li> <li>・国税連携システム(eLTAX)について、国税庁との情報連携については、地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号の規定に基づき、総務大臣が定める「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成31年総務省告示第151号)」に従って行っている。また、国税連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて接続先が固定されており、国税庁、認定委託先事業者(※)及び他都道府県としか繋がっておらず、国税庁及び他都道府県から送信される情報以外を入手することはできない。</li> <li>(※)地方税法第761条の定めにより、設置されている地方税共同機構が総務大臣が定める「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成31年総務省告示第151号)」第1の1(3)により、同告示の基準に適合したセキュリティ対策を実施しているものと認めた事業者</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク	
入手の際の本人確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・納税者本人から窓口で申告書の提出を受ける際に、個人番号カード、もしくは通知カードと身分証明書(運転免許証、旅券等)の提示を受け、本人確認を行う。</li> <li>・代理人から申告書の提出を受ける場合は、委任状等で代理権の確認を行うとともに、個人番号カード、もしくは通知カードと身分証明書(運転免許証、旅券等)の提示を受け、代理人本人であるかの確認を行う。</li> <li>・国税連携システム(eLTAX)で他都道府県から入手する情報は、他都道府県が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</li> <li>・国税連携システム以外の他機関についても、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっている。(番号法第16条が適用されない。)</li> </ul>

個人番号の真正性確認の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号カード、もしくは通知カードと身分証明書の提示を受けて、個人番号の真正性確認を行うほか、税トータルシステム内に保有している個人番号と照合する。</li> <li>・国税連携システム(eLTAX)で他都道府県から入手する情報は、他都道府県が国税庁から入手した情報であるため、特定個人情報の入手元が番号法第16条の規定に基づき、本人確認を行った上で情報を入手していることが前提となっており、本県が当該入手元から入手する際は番号法第16条が適用されない。</li> </ul>
特定個人情報の正確性確保の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・入手した情報については、税トータルシステム内で保有する情報と突合し、正確性を確認する。また、情報の正確性に疑義が生じた場合は、住民基本台帳ネットワークや市町村への照会を利用して正確な情報を入手し、間違いがあれば職員が適宜修正する。</li> <li>・国税連携システム(eLTAX)で他都道府県から入手する情報は、他都道府県が国税庁から入手した情報であるため、正確性の確保については、特定個人情報の入手元である国税庁に委ねられる。</li> </ul>
その他の措置の内容	
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・書面の場合は、本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送などの場合は担当所属名及び所在地を明記して、当該所在地あてに返送していただく。</li> <li>・なお、書面については、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定め、漏えい・紛失を防止する。</li> <li>・住民基本台帳ネットワークについては、電磁的記録媒体で情報を入手するが、電磁的記録媒体についてパスワードを設定するほか、盗難等の防止対策として、キャビネットに施錠保管する。</li> <li>・国税連携システム(eLTAX)において所得税申告書等データ等を入手するに当たっては、国税庁から地方税ポータルセンタまでは専用回線が利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタでは、不正アクセスチェックを実施している。地方税ポータルセンタからは、接続先が固定されたLGWANが利用され、暗号化通信がされている。</li> </ul>
リスクへの対策は十分か	<p>[ 十分である ] &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

### 3. 特定個人情報の使用

リスク1：目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク

宛名システム等における措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>税トータルシステムは、団体内統合宛名システムとネットワーク接続を行わず、電磁的記録媒体で連携する予定であり、税トータルシステムからオンラインでアクセスすることはできない。</li> <li>団体内統合宛名システムは、団体内統合宛名番号、個人番号など基本的な(最低限の)情報しか保有しておらず、税の賦課徴収事務に必要な特定個人情報は保有しない。</li> <li>団体内宛名番号システムについては、特定の職員がアクセスするなど、利用者を限定している。</li> </ul>		
事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>税トータルシステムには、税務に関係のない情報を保有しない。</li> <li>税トータルシステムは、電磁的記録媒体を通じて、中間サーバーと接続するが、特定個人情報の照会については、番号法等の規定に基づく、障害者関係情報や生活保護関係情報、口座情報等を照会する場合の処理に限られるよう制限する。</li> </ul>		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>税トータルシステムの利用については、端末PCを生体情報とユーザーID及びパスワードによる認証を行い、利用者を限定しており、端末の情報を持ち出せないようにしている。</li> <li>端末PCのパスワードについては、英数字を組み合わせたものとしている。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		
リスク2：権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク			
ユーザ認証の管理	<p>[      行っている      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>		
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユーザーID及びパスワードによるユーザ認証を行うことにより、システム(端末)を使用している職員、委託先の従業員を特定している。また、ユーザーIDのログ情報を保管して、管理している。</li> <li>各職員の端末PCからの利用においては、ID・パスワード及び顔認識により認証を行った後、シングルサインオンにて税トータルシステムにログインする。</li> <li>税務課、県税事務所、自動車税事務所以外に設置されている端末からは接続できないように制限されている。</li> </ul>		
アクセス権限の発効・失効の管理	<p>[      行っている      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>		
具体的な管理方法	<p>①ユーザーID／パスワードの管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>部署及び業務別にアクセス権限を管理している。</li> <li>業務ごとに更新権限の必要があるか、照会権限のみでよいかを確認し、業務に必要なアクセス権限のみを付与している。</li> <li>ユーザーIDの発行は、税務課からの申請に基づき、情報セキュリティ管理者が発効を行い、一元管理している。</li> </ul> <p>②失効管理</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>権限を有していた職員の異動退職情報をセキュリティ責任者が確認し、異動退職があった際はアクセス権限を更新し、当該IDを失効させる。</li> </ul>		
アクセス権限の管理	<p>[      行っている      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 行っている      2) 行っていない</p>		
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定個人情報を取り扱うアクセス権限について、特定の職員(職責の者)にしか利用できないよう権限管理している。</li> <li>アクセス権限表は、税トータルシステムを管理する職員が不必要的権限を与えていないか、異動退職者について権限が外れているか、定期的にチェックを行う。</li> <li>ユーザーIDについては、セキュリティ責任者が定期的にチェックを行い、不要なIDが残存しないようにしている。</li> </ul>		
特定個人情報の使用の記録	<p>[      記録を残している      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 記録を残している      2) 記録を残していない</p>		
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>ユーザーID、特定個人情報の更新・参照・発行の記録をログとして保管している。</li> <li>確認が必要な場合には、当該ログを確認できる仕組みとしている。</li> <li>当該データに係る文書保存期間中はアクセスログを保管する。</li> </ul>		
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>端末PCについては、画面の盗み見・不正利用対策として、離席時のパスワード付きスクリーンセーバー・ログオフが設定されている。</li> </ul>		
リスクへの対策は十分か	<p>[      十分である      ]      &lt;選択肢&gt;</p> <p>1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている</p>		

リスク3：従業者が事務外で使用するリスク					
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・磁気媒体等の外部媒体へのデータのコピーを制御しており、特定の職員以外は持ち出せないようにしている。</li> <li>・アクセスログ管理をしているので、業務外利用をした場合は、利用した職員を特定することが可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。</li> <li>・業務外利用の禁止等や、業務情報の漏えいの防止等を重点目標に掲げるとともに税務に関する診断や研修会等で個人情報保護に関する指導を職員に行っている。</li> </ul>				
リスクへの対策は十分か	〔 十分である ]		<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている		
リスク4：特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク					
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生体認証によるセキュリティ対策を行っており、特定の者以外、端末データの複製を持ち出せないようにしている。</li> <li>・バックアップ処理の実行権限を持つ者を限定している。</li> <li>・委託先については、委託契約書にて個人情報及びデータ保護の取扱いに関する特記事項の契約を併せて締結しており、県の承諾なしに複写又は複製することを禁止している。</li> </ul>				
リスクへの対策は十分か	〔 特に力を入れている ]		<選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている		
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人番号が表示又は記載される画面、帳票については、一部の職員だけに限定しており、使用権限がない職員が当該ファイルにアクセスしても、個人番号を見ることは出来ない。</li> <li>・個人番号の機密性を確保するため、個人番号が表示又は記載される画面、帳票の数を最小限にしている。</li> </ul>					

#### 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託

[ ] 委託しない

- 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク
- 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク
- 委託契約終了後の不正な使用等のリスク
- 再委託に関するリスク

情報保護管理体制の確認	外部委託業者を選定する際、先方の個人情報適正管理体制等を確認する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人情報の管理的保護措置(個人情報取扱規定、体制等の整備等)</li> <li>・個人情報の物理的保護措置(人的安全管理、施設及び設備の整備、データ管理、バックアップ等)</li> <li>・個人情報の技術的保護措置(アクセス制限、アクセス監視や記録等)</li> </ul> (具体的には、プライバシーマークの認定取得、もしくは、ISMS認証の取得を要件としている。)		
	<input type="checkbox"/> 制限している	<選択肢> 1) 制限している 2) 制限していない	2) 制限していない
特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限	<input type="checkbox"/> 具体的な制限方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託契約時において、データ保護及び管理に関する特記仕様書を付した契約書を締結しており、特定個人情報取扱いの管理体制、管理者及び取扱者の名簿提出を義務付けている。</li> <li>・委託契約時において、個人情報取扱特記事項を付した契約書を締結しており、秘密の保持、収集の制限、目的外利用及び提供の禁止、適正管理、複写又は複製の禁止等を義務付けている。</li> <li>・生体認証装置を用いてユーザ認証を行っている。</li> </ul>	
特定個人情報ファイルの取扱いの記録	<input type="checkbox"/> 具体的な方法	<input type="checkbox"/> 記録を残している	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない
特定個人情報の提供ルール	<input type="checkbox"/> 定めている	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	2) 定めていない
委託先から他者への提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<input type="checkbox"/> 委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	<ul style="list-style-type: none"> <li>・委託先は県の承認があるときを除き、特定個人情報の目的外利用及び第三者に提供してはならない。また、委託先は県の承認があるときを除き、特定個人情報の複写、複製、又はこれらに類する行為をすることができない。</li> </ul>	
特定個人情報の消去ルール	<input type="checkbox"/> ルールの内容及びルール遵守の確認方法	<input type="checkbox"/> 定めている	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	<input type="checkbox"/> 規定の内容	<input type="checkbox"/> 定めている	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保	<input type="checkbox"/> 具体的な方法	<input type="checkbox"/> 十分に行っている	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない

その他の措置の内容	・業務従事者ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワード、生体情報を用いたユーザ認証や、操作ログの記録を行っている。		
リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p>・特定個人情報については、毎日、特定個人情報が保管されているシステムファイルに不正なアクセスが無かったか、委託先が確認を行い、委託元に報告する。</p> <p>・委託元と委託先で毎月定例的に行われている会合において、その都度不正なアクセスの有無について報告を行う。</p> <p>・上記のほか、毎月、委託先から委託元に書面にて報告を受けている作業状況及びSLA(サービスレベル達成)報告書においても不正なアクセスの有無について報告を行う。</p>			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）			[ ] 提供・移転しない
リスク1：不正な提供・移転が行われるリスク			
特定個人情報の提供・移転の記録	[ 記録を残している ]	<選択肢> 1) 記録を残している 2) 記録を残していない	
具体的な方法	・国税連携システム(eLTAX)を利用して国税庁及び他都道府県へ提供する特定個人情報については、データ登録を行った職員や送信日、送信状況等の当該提供記録をシステム上で管理をしている。(記録の保存期間は最大730日)		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない	
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・国税連携システム(eLTAX)を利用した特定個人情報の提供について、提供するデータの作成やシステムへの情報の格納、地方税ポータルセンタへの送信方法が操作手引書等に記載されており、それに基づき提供処理を行っている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。		
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
リスク2：不適切な方法で提供・移転が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	・国税連携システム(eLTAX)において特定個人情報の提供処理を行う場合、システムでは決められた機能以外での提供は行うことができず、提供先として国税庁及び都道府県以外を設定することはできない仕様になっている。 また、地方税ポータルセンタと都道府県間は接続先が固定されたLGWAN、地方税ポータルセンタと国税庁間は専用回線を用いており、データも暗号化をしているため情報漏えいや紛失のリスクが軽減されている。 ・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
リスク3：誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク			
リスクに対する措置の内容	・国税連携システム(eLTAX)における電子データの提供については、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づく、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。 ・本県と国税庁との間の情報連携については、本県から地方税ポータルセンタまでは接続先が固定されたLGWAN回線が利用され、暗号化通信がされている。地方税ポータルセンタから国税庁までは、専用回線が利用され、暗号化通信がされており、決められた情報のみを提供するようにシステム的に担保している。 なお、他都道府県との間の情報連携については、地方税ポータルセンタから他都道府県までは、接続先が固定されたLGWAN回線が利用されているほかは、同様である。		
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている 2) 十分である	
特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置			

## 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続

[ ] 接続しない(入手) [ ] 接続しない(提供)

## リスク1：目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェア(※1)における措置> ①情報照会機能(※2)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※3)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。 つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※4)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 (※1)番号法令に基づく、情報提供ネットワークシステムを使用した情報連携等を実施するため、地方公共団体(情報照会機関)からの特定個人情報の照会、及び地方公共団体(情報提供機関)による特定個人情報の提供それに付随する業務を行うアプリケーション(プログラム)群を指す(ハードアウェアを含まない)。 (※2)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※3)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。 (※4)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。		
	<税トータルシステムの運用における措置> ・番号法の規定に基づき、認められる範囲内において特定個人情報の照会を行う。また、理解度を高めるため、規定内容の周知を行い、業務以外に利用することを禁止する。		

## リスクへの対策は十分か

- [      十分である      ]      <選択肢>  
 1) 特に力を入れている      2) 十分である  
 3) 課題が残されている

## リスク2：安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		
	[      十分である      ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている		

## リスク3：入手した特定個人情報が不正確であるリスク

リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		
	[      十分である      ]      <選択肢> 1) 特に力を入れている      2) 十分である 3) 課題が残されている		

リスク4：入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスク						
リスクに対する措置の内容		<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している(※)。</p> <p>②既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。</p> <p>③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・プラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。</p>				
リスクへの対策は十分か		[ 十分である ]	<選択肢>			
リスク5：不正な提供が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容		<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①情報提供機能(※)により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。</p> <p>②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。</p> <p>④中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。</p>				
リスクへの対策は十分か		[ 十分である ]	<選択肢>			
リスク6：不適切な方法で提供されるリスク						
リスクに対する措置の内容		<p>&lt;中間サーバー・ソフトウェアにおける措置&gt;</p> <p>①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。</p> <p>②中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。</p> <p>(※)暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リストを管理する機能。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供されるリスクに対応している。</p> <p>②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。</p> <p>③中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。</p>				
リスクへの対策は十分か		[ 十分である ]	<選択肢>			

リスク7：誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク					
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 ②情報提供データベース管理機能(※)により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備することで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 ③情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。 (※)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。				
リスクへの対策は十分か	[      十分である      ]	<選択肢>			
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。					

## 7. 特定個人情報の保管・消去

### リスク1：特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①NISC政府機関統一基準群	[ 政府機関ではない ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて遵守している 2) 十分に遵守している 3) 十分に遵守していない 4) 政府機関ではない
②安全管理体制	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
③安全管理規程	[ 十分に整備している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて整備している 2) 十分に整備している 3) 十分に整備していない
④安全管理体制・規程の職員への周知	[ 十分に周知している ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて周知している 2) 十分に周知している 3) 十分に周知していない
⑤物理的対策	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ②事前に申請し承認されてない物品、記憶媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込することがないように、警備員などにより確認している。
		<税トータルシステムにおける措置> ①税トータルシステムのサーバ及び周辺機器の設置場所は、入退室管理されており、防火設備が整っている。 ②サーバ機器等ラックは耐震措置が行われており、施錠管理を行っている。 ③サーバ機器等に係る電源についても、予備電源を設置しており、非常用発電機も備え付けがある。 ④サーバー設置場所には、監視カメラを設置している。
⑥技術的対策	<申請書・帳票等の保管> ・申請書・帳票等の特定個人情報を含む紙媒体については、事務室内に保管場所を定め、文書規定に定める保存期間まで常に原本として保管する。	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
		<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバー・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
具体的な対策の内容	<税トータルシステムにおける措置> ①税トータルシステムについてはログインパスワードを設定する他、パソコン利用時には生体情報による認証を必要とするなど不正アクセスを防止している。 ②パソコンについては、生体認証のグループポリシーにより外部デバイス制御を行い、外部入出力装置への出力を無効化している。 ③税トータルシステムのウイルス対策ソフト等のパターンファイルは、自動更新を行っており、随時更新状況を確認のうえ、更新されない場合は、手動更新を行うとともに、自動更新されない原因を特定し、自動更新されるよう修正している。 ④税トータルシステムで利用するネットワークは、外部接続のネットワークと分離した庁内ネットワークを使用する。	<税トータルシステムにおける措置> ①税トータルシステムについてはログインパスワードを設定する他、パソコン利用時には生体情報による認証を必要とするなど不正アクセスを防止している。 ②パソコンについては、生体認証のグループポリシーにより外部デバイス制御を行い、外部入出力装置への出力を無効化している。 ③税トータルシステムのウイルス対策ソフト等のパターンファイルは、自動更新を行っており、随時更新状況を確認のうえ、更新されない場合は、手動更新を行うとともに、自動更新されない原因を特定し、自動更新されるよう修正している。 ④税トータルシステムで利用するネットワークは、外部接続のネットワークと分離した庁内ネットワークを使用する。
⑦バックアップ	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
⑧事故発生時手順の策定・周知	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし			
その内容					
再発防止策の内容					
⑩死者の個人番号	[ 保管している ]	<選択肢> 1) 保管している 2) 保管していない			
具体的な保管方法	・死者の個人番号と生存する個人の個人番号とを分けて管理しないため、「Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策」において示す、生存する個人の個人番号と同様の管理を行う。				
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク2：特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク					
リスクに対する措置の内容	・申告書等(書面)については、保存期間まで常に原本として保管する。 ・税トータルシステムに存在する特定個人情報は、賦課・徴収事務を通じて随時情報が更新されているため、基本的に古い情報のまま保管され続けることはない。 また、定期的に住民基本台帳ネットワークで管理している特定個人情報と相違がないか確認を行う。				
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
リスク3：特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク					
消去手順	[ 定めている ]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない			
手順の内容	・保管期間の過ぎた特定個人情報のデータについては、システムで確認のうえ消去している。 ・申請書・帳票等の紙媒体の特定個人情報については、保存期間ごとに分けて保管している。 なお、保存期限の経過したものについては、所管する部署の所属長が文書主管課長に廃棄を依頼するか、所属長のもと廃棄を行っているが、いずれも外部業者による溶解処理である。				
その他の措置の内容					
リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている			
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					

## IV その他のリスク対策 ※

### 1. 監査

①自己点検	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	<p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国税連携受信システムにあっては、「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成31年総務省告示第151号)」の達成状況について、自己評価を実施している。</li> </ul> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。</li> </ul> <p>&lt;税トータルシステムの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価書の記載内容どおりの運用ができるかについて、国のチェックリスト等を活用し、年1回の頻度で税務課及び各県税事務所内でチェックを実施する。</li> </ul> <p>また、個人情報等の情報資産に係る機密性を確保するため、県の情報セキュリティポリシーに基づき、セルフチェックを実施している。</p>
②監査	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	<p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt;</p> <p>本県の情報セキュリティポリシーに基づき、情報セキュリティ監査を実施している。</p> <p>また、国税連携システム(eLTAX)については、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。</p> <p>なお、地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタについては、地方税共同機構において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。</li> </ul> <p>&lt;税トータルシステムの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税務運営診断時に以下の観点で一次診断(自己診断)と二次診断(税務課によるヒアリング)を実施する。</li> <li>・評価書記載事項と運用実態のチェック</li> <li>・個人情報保護に関する規定、体制整備</li> <li>・個人情報保護に関する人的安全管理措置</li> <li>・職員の役割責任の明確化、安全管理措置の周知・教育</li> <li>・個人情報保護に関する技術的安全管理措置</li> </ul> <p>なお、診断結果を踏まえ、必要に応じて体制や規定を改善していく。</p>

### 2. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	<p>&lt;国税連携システムにおける措置&gt;</p> <p>担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。</p> <p>&lt;中間サーバー・プラットフォームにおける措置&gt;</p> <p>IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資料を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。</p> <p>&lt;税務システムの運用における措置&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①職員に対しては、個人情報保護に関する研修の受講を推奨している。</li> <li>②委託先については、個人情報取扱特記事項及びデータ保護及び管理に関する特記仕様書を付した契約書を締結しており、契約書の締結時において、個人情報保護に関する特記事項を明記している。</li> <li>③違反行為を行ったものに対しては、その都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となる。</li> </ul>

### 3. その他のリスク対策

--

## V 開示請求、問合せ

### 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

①請求先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎1階 千葉県総務部審査情報課相談調整班 043-223-4629
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
特記事項	本県ホームページ上に、制度の概要、請求先、請求方法、諸費用等について掲載されている。
③手数料等	[ 無料 ] <選択肢> 1) 有料 2) 無料 ただし、開示の実施時に写しの交付を行う場合は、A3判まで1枚当たり (手数料額、納付方法：10円の費用を負担する。) 費用の納付は、窓口での現金納付等による。
④個人情報ファイル簿の公表	[ 行っている ] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
個人情報ファイル名	・税理士の登録・調査に関する事務 ・各課税に関する事務(個人事業税・不動産取得税・軽油引取税・自動車二税) ・滞納整理に関する事務(収税・公売事務) ・審査請求及び訴訟に関する事務
公表場所	・郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎1階 千葉県総務部審査情報課個人情報保護班 ・郵便番号260-0013 千葉県千葉市中央区中央4-15-7 千葉県文書館 ・千葉県ホームページ
⑤法令による特別の手続	
⑥個人情報ファイル簿への不記載等	

### 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

①連絡先	・郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県本庁舎8階 千葉県総務部税務課税務システム室 043-223-2106
②対応方法	・問い合わせの受付時に受付票を起票し、対応について記録を残すこととしている。 ・情報漏えい等の重大な事案に関する問い合わせについて、関係先に事実確認を行うための標準的な処理期間を設けている。

## VI 評価実施手続

### 1. 基礎項目評価

①実施日	令和6年11月21日
②しきい値判断結果	[ 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる ] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)

### 2. 国民・住民等からの意見の聴取

①方法	千葉県知事が実施する特定個人情報保護評価に係る事務取扱要綱の規定に基づき、「ちばづくり県民コメント制度(パブリックコメント)に関する指針」の手続きに準じてパブリックコメントを実施
②実施日・期間	令和6年8月19日～令和6年9月19日
③期間を短縮する特段の理由	
④主な意見の内容	なし
⑤評価書への反映	なし

### 3. 第三者点検

①実施日	令和6年9月24日
②方法	千葉県個人情報保護審議会に諮問
③結果	特定個人情報保護評価指針(平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号)に定める実施手続等に適合し、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を受ける。

### 4. 個人情報保護委員会の承認 【行政機関等のみ】

①提出日	
②個人情報保護委員会による審査	

### (別添3) 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年6月19日	I 基本情報 3. 特定個人情報ファイル名	税務トータルシステムデータベースファイル	税トータルシステムデータベースファイル	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年6月19日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の第16項	番号法第9条第1項 別表第一 16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	重要な変更にあたらないため(主務省令にかかる記載の追加等の修正であり、誤字脱字の修正にあたる)
平成29年6月19日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二の第28項	番号法第19条第7号 別表第二 28の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第21条	事後	重要な変更にあたらないため(主務省令にかかる記載の追加等の修正であり、誤字脱字の修正にあたる)
平成29年6月19日	I 基本情報 7. 評価実施期間における担当部署 ②所属長	税務課長	税務課長 石切山 真孝	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年6月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑤保有開始日	・平成28年1月予定	・平成29年2月	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年6月19日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用	平成28年1月1日	平成29年2月1日	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年6月19日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク4:入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置の内容	・住民基本台帳ネットワークについては、磁気媒体で情報を入手するが、磁気媒体についてパスワードを設定するほか、盗難等の防止対策として、キャビネットに施錠保管する。	・住民基本台帳ネットワークについては、電磁的記録媒体で情報を入手するが、電磁的記録媒体についてパスワードを設定するほか、盗難等の防止対策として、キャビネットに施錠保管する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年6月19日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク 宛名システム等における措置の内容	・税トータルシステムは団体内統合宛名システムとネットワーク接続を行わず、磁気媒体で連携する予定であり、税トータルシステムからオンラインでアクセスすることはできない。	・税トータルシステムは団体内統合宛名システムとネットワーク接続を行わず、電磁的記録媒体で連携する予定であり、税トータルシステムからオンラインでアクセスすることはできない。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年6月19日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・税トータルシステムは、磁気媒体を通じて、中間サーバーと接続するが、特定個人情報の照会については、番号法の規定に基づく、障害者関係情報又は生活保護関係情報を照合する場合の処理に限られるよう制限する。	・税トータルシステムは、電磁的記録媒体を通じて、中間サーバーと接続するが、特定個人情報の照会については、番号法の規定に基づく、障害者関係情報又は生活保護関係情報を照合する場合の処理に限られるよう制限する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年6月19日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク その他の措置の内容	・税トータルシステムの利用については、端末PCをICカードとユーザーID及びパスワードによる認証を行い、利用者を限定しており、端末の情報を持ち出せないようにしている。	・税トータルシステムの利用については、端末PCを生体情報とユーザーID及びパスワードによる認証を行い、利用者を限定しており、端末の情報を持ち出せないようにしている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年6月19日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク4:特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク リスクに対する措置の内容	ICカード認証によるセキュリティ対策を行っており、特定の者以外、端末データの複製を持ち出せないようにしている。	生体認証によるセキュリティ対策を行っており、特定の者以外、端末データの複製を持ち出せないようにしている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年6月19日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 再委託による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保 その他の措置の内容	・業務従事者ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワード、ICカードを用いたユーザ認証や、操作ログの記録を行っている。	・業務従事者ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、パスワード、生体情報を用いたユーザ認証や、操作ログの記録を行っている。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年6月19日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去 リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク ⑥技術的対策 具体的な対策の内容	<税トータルシステムにおける措置> ①税トータルシステムについてはログインパスワードを設定する他、パソコン利用時にはICカードによる認証を必要とするなど不正アクセスを防止している。 ②パソコンについては、ICカード認証のグループポリシーにより外部デバイス制御を行い、外部入出力装置への出力を無効化している。	<税トータルシステムにおける措置> ①税トータルシステムについてはログインパスワードを設定する他、パソコン利用時には生体情報による認証を必要とするなど不正アクセスを防止している。 ②パソコンについては、生体認証のグループポリシーにより外部デバイス制御を行い、外部入出力装置への出力を無効化している。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年6月19日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ①請求先	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁中庁舎1階 情報公開・個人情報センター 郵便番号260-0013 千葉県千葉市中央区中央4-15-7 千葉県文書館 ・千葉県ホームページ	郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁南庁舎1階 千葉県総務部審査情報課個人情報保護班 ・郵便番号260-0013 千葉県千葉市中央区中央4-15-7 千葉県文書館 ・千葉県ホームページ	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため
平成29年6月19日	V 開示請求、問合せ 1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 ④個人情報ファイル簿の公表 公表場所			事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられないため

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	I 基本情報 7. 評価実施期間における担当部署 ②所属長の役職名	税務課長 石切山 真孝	税務課長		
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2	地方税ポータルシステムに係る受信サーバーの保守運用	国税連携システム(受信サーバー、国税連携クライアント)の運用保守に必要な範囲で、特定個人情報の取扱いを委託		
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ①委託内容	地方税ポータルシステムに係る受信サーバーの保守運用	国税連携システムの運用・保守		
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ③委託先における取扱者数	10人未満	10人以上50人未満		
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ④委託先への特定個人情報ファイルの提供方法	記載なし	[〇]その他(LGWAN回線)		
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑥委託先名	株式会社富士通エフサス	株式会社 TKC		
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑦再委託の有無	再委託しない	再委託する		
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑧再委託の許諾方法	記載なし	・業務委託契約において、業務のすべてを再委託することを禁止している。 ・業務の一部について、再委託の申請を書面により提出させ、再委託の承認を行っている。 ・再委託を行う場合には、上記と同様の機密保持契約の遵守を承認の要件としており、委託先から定期的に報告を受け、改善の必要がある場合には改善の指示を行い、改善結果の報告を受けている。		
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 委託事項2 ⑨再委託事項	記載なし	千葉県庁舎内での現地保守サポート		
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ①保管場所	<国税連携システム(eLTAX)における措置> ・有人による監視をしている建物の中で、入退館装置による管理を行っている部屋(サーバ室)に設置した施錠したラック内に保管する。 ・なお、サーバ室の入退室については、システム管理者が許可した者に限定しており、サーバへのアクセスはIDとパスワードによる認証が必要となる。	<国税連携システム(eLTAX)における措置> ・認定委託先事業者の保管場所態様及び立ち入り制限 なお、データセンタ社員、eltax担当社員、保守員及びシステム運用担当社員のいずれも認定委託先事業者の社員 ①サーバ設置場所:認定委託先事業者所有のデータセンター内 a.24時間365日運用監視 b.全館システムによる入退館管理及びビデオカメラによる監視 c.サーバ室への入室はデータセンタ社員、eLTAX担当社員、保守員に限定され、入り口は生体認証 d.データセンター社員による巡回監視 e.全機器ラック搭載及び常時施錠 f.サーバへのアクセスはシステム運用担当社員のみに限定 ②データ保管場所:認定委託事業者所有のデータセンター内の金庫 a.データの持出・受け入れは認定委託先事業者変更の際のみに限定 (地方税共同機構からの指示により実施) b.媒体運搬はeLTAX担当社員のみに限定 ③サーバー内のデータ消去 a.認定委託先事業者変更の際に実施 (地方税共同機構からの指示により実施) b.千葉県からの指示に基づき実施		
令和1年6月27日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 具体的な制限方法	・委託契約時において、データ保護及び管理に関する特記契約書を付した契約書を締結しており、特定個人情報扱いの管理体制、管理者及び取扱者の名簿提出を義務付けている ・委託契約時において、個人情報取扱特記事項を付した契約書を締結しており、秘密の保持、収集の制限、目的外利用及び提供の禁止、適正管理、複写又は複製の禁止等を義務付けている。 ・ID、パスワードを用いてユーザ認証を行っている。	・委託契約時において、データ保護及び管理に関する特記契約書を付した契約書を締結しており、特定個人情報扱いの管理体制、管理者及び取扱者の名簿提出を義務付けている ・委託契約時において、個人情報取扱特記事項を付した契約書を締結しており、秘密の保持、収集の制限、目的外利用及び提供の禁止、適正管理、複写又は複製の禁止等を義務付けている。 ・生体認証装置を用いてユーザー認証を行っている。		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 特定個人情報ファイルの取扱いの記録 具体的な方法	・委託先における特定個人情報等システムの利用履歴について、利用者ID、操作日時、データベースへのアクセス記録等の更新履歴が保管されている。	・国税連携システム(eLTAX)の操作履歴(業務イベントログ・操作ログ)の確認手順を定めている。 ・業務イベントログは、毎日の警告・エラー数を記録し、正常範囲を把握し、異常値を検知した際の対応手順を定めている。 ・操作ログは、毎日のログイン失敗回数を記録し、正常範囲を把握し、異常値を検知した際の対応手順を定めている。		
令和1年6月27日	Ⅴ開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	・郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁 中庁舎1階 千葉県総務部税務課システム管理班 043-223-2064	・郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県庁 本庁舎8階 千葉県総務部税務課管理・システム班 043-223-2064		
令和1年6月27日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 2. 業務の流れ ③	②について、番号法(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。	②について、番号法(行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。		誤字修正
令和1年6月27日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法 [O]その他	ポータルセンタ	LGWAN		
令和1年6月27日	III特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されたため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されたため、安全性が担保されている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用して、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。		名称変更による内容修正
令和1年6月27日	III特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。		名称変更による内容修正
令和1年6月27日	III特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く) リスク2: 不適切な方法で入手されるリスクに対する措置の内容	・申告書については、地方税法の規定に基づく様式であり、個人番号の記載が必要であることを明示している。 ・また、法令の規定に基づき、本人から提出を受けている。 ・他機関や住民基本台帳ネットワークシステムについては、法令等に基づき、情報を入手する方法が限定されている。 ・国税連携システム(eLTAX)について、国税庁との情報連携については、地方税法施行規則第2条の第4第2号及び第3号(※事業税 並びに第7条の2の3)の規定に基づき、総務大臣が定める「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)」に従って行っている。また、国税連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて接続先が固定されており、国税庁及び他都道府県としか繋がっておらず、国税庁及び他都道府県から送信される情報以外を入手することはできない。  (※)地方税法第761条の定めにより、設置されている地方税共同機構が総務大臣が定める「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)第1の1(3)により、同告示の基準に適合したセキュリティ対策を実施しているものと認めた事業者	・申告書については、地方税法の規定に基づく様式であり、個人番号の記載が必要であることを明示している。 ・また、法令の規定に基づき、本人から提出を受けている。 ・他機関や住民基本台帳ネットワークシステムについては、法令等に基づき、情報を入手する方法が限定されている。 ・国税連携システム(eLTAX)について、国税庁との情報連携については、地方税法施行規則第2条の第4第2号及び第3号(※事業税 並びに第7条の2の3)の規定に基づき、総務大臣が定める「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)」に従って行っている。また、国税連携システム(eLTAX)は、地方税ポータルシステム(eLTAX)を通じて接続先が固定されており、国税庁、認定委託先事業者(※)及び他都道府県としか繋がっておらず、国税庁及び他都道府県から送信される情報以外を入手することはできない。  (※)地方税法第761条の定めにより、設置されている地方税共同機構が総務大臣が定める「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準」(平成25年総務省告示第206号)第1の1(3)により、同告示の基準に適合したセキュリティ対策を実施しているものと認めた事業者		
令和1年6月27日	VI評価実施手続 1.基礎項目評価 ①実施日	平成27年2月13日	平成31年3月13日		
令和1年6月27日	VI評価実施手続 2.国民・県民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成27年2月16日～3月18日	平成31年4月17日～令和元年5月17日		

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月27日	VI評価実施手続 2.国民・県民等からの意見の聴取 ④主な意見の内容	・リスクへの対策は十分かの評価の表現を検討すべき ・特定個人情報の外部媒体への提供について、引き渡し方法等を詳細に記載すべき ・媒体の保管場所や保管方法について詳細に記載すべき ・移動した職員へのアクセス権限、端末の盗み見への対応を記載すべき ・第三者へ特定個人情報を提供できる根拠は何か ・特手個人情報の持ち出しに対する対策が乏しい	なし		
令和1年6月27日	VI評価実施手続 3.第三者点検 ①実施日	平成27年3月26日及び4月7日	令和元年5月30日		
令和1年6月27日	VI評価実施手続 3.第三者点検 ③結果	特定個人情報保護評価指針に定める実施手続き等に適合し、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を受ける。	特定個人情報保護評価指針(平成26年特定個人情報保護委員会告示第4号)に定める実施手続き等に適合し、特定個人情報保護評価の目的等に照らし妥当であるとの答申を受ける。		
令和3年10月1日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第二 28の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第21条	番号法第19条第8号 別表第二 28の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第21条	事後	重要な変更にあたらないため (主務省令にかかる記載の追加等の修正であり、誤字脱字の修正にあたる)
令和3年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	・番号法第19条第8号	・番号法第19条第9号	事後	重要な変更にあたらないため (主務省令にかかる記載の追加等の修正であり、誤字脱字の修正にあたる)
令和6年11月26日	I 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	③②について、番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。	③②について、番号法(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律)に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による修正)
令和6年11月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム1 ③他のシステムとの接続	[ ]その他( )	[O]その他( 国税連携システム(eLTAX) )	事後	重要な変更にあたらないため (未記載箇所の修正)
令和6年11月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	1. 本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村CS(コミュニケーションサーバ)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対して当該本人確認情報の更新情報を通知する。 2. 都道府県の執行機関への都道府県知事保存本人確認情報の提供 都道府県の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、照会のあった当該個人の個人番号、4情報、住民票コードに対応する本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に提供する。 3. 都道府県知事保存本人確認情報の開示 住基法に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、当該個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 4. 機構保存本人確認情報の照会 全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキードした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 5. 本人確認情報の検索 4情報の組合せをキーに都道府県知事保存本人確認情報ファイル又は機構保存本人確認情報を検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 6. 都道府県知事保存本人確認情報の整合性確認 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村から本人確認情報を受領し、当該本人確認情報を用いて都道府県知事保存本人確認情報ファイルの整合性確認を行う。	①本人確認情報の更新 都道府県知事保存本人確認情報ファイルを最新の状態に保つため、市町村コミュニケーションサーバ(以下「市町村CS」という。)を経由して通知された本人確認情報の更新情報を元に当該ファイルを更新し、全国サーバに対し、当該本人確認情報の更新情報を通知する。 ②千葉県の他の執行機関への情報提供又は他部署への移転 千葉県の他の執行機関による住基法に基づく情報照会に対応するため、個人番号、4情報(氏名、住所、性別、生年月日をいう。以下同じ。)、住民票コードの組合せを検索キーに、個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、照会元に対し、当該個人の本人確認情報を提供・移転する。 ③本人確認情報の開示 住基法に基づく住民による自己の本人確認情報の開示請求に対応するため、請求に係る個人の本人確認情報を都道府県知事保存本人確認情報ファイルから抽出し、帳票に出力する。 ④機構への情報照会 全国サーバに対し、個人番号、4情報又は住民票コードの組合せを検索キーに、個人の本人確認情報の照会を行い、当該個人の本人確認情報を受領する。 ⑤本人確認情報検索 4情報の組合せを検索キーに、都道府県知事保存本人確認情報ファイルを検索し、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 ⑥本人確認情報整合 都道府県知事保存本人確認情報ファイルの正確性を担保するため、市町村CSを経由して送付された整合性確認用の本人確認情報を受領し、当該整合性確認用の本人確認情報を用い	事後	重要な変更にあたらないため (住民基本台帳ネットワークシステムの特定個人情報保護評価書における記載に合わせた修正)
令和6年11月26日	I 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム3 ②システムの機能	・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。	・国税連携システム(eLTAX)は、国及び地方を通じた税務事務の一層の効率化を図るため、一般社団法人地方税電子化協議会(現:地方税共同機構)が構築したシステムであり、平成23年1月から運用が開始されたシステムである。	事後	重要な変更にあたらないため (団体名称変更による修正)
令和6年11月26日	I 基本情報 5. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一 16の項 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	番号法第9条第1項 別表 24の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第16条	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による修正)
令和6年11月26日	I 基本情報 6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	番号法第19条第8号 别表第二 28の項 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令 第21条	番号法第19条第8号 番号法第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条表49の項及び第51条	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正・命令改廃による修正)
令和6年11月26日	(別添1)事務内容 ③	(図へ追加)	「口座登録・連携ファイル関係情報」	事前	重要な変更(公金受取口座の活用にあたって追記)
令和6年11月26日	(別添1)事務内容 (備考)	(③②について、番号法別表第二に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。	(③②について、番号法に基づき、情報提供ネットワークシステムと連携して、情報照会を行う。	事後	重要な変更にあたらないため (番号法改正による修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目 ※	[ ]その他( )	[○] その他( 口座登録・連携ファイル関係情報 )	事前	重要な変更(公金受取口座の活用にあたって追記)
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(追記)	7. 口座登録・連携ファイル関係情報:還付金の振り込みを行うため	事前	重要な変更(公金受取口座の活用にあたって追記)
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 評価実施機関内の他部署	市町村課、障害福祉課、情報システム課	市町村課、障害者福祉推進課、健康福祉指導課、情報システム課	事後	重要な変更にあたらないため(組織改正等による誤記修正)
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ①入手元 行政機関・独立行政法人等	税務署(国税庁)	税務署(国税庁)、デジタル庁	事前	重要な変更(公金受取口座の活用にあたって追記)
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ④入手に係る妥当性	(追記)	・公金受取口座情報は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律等の規定に基づき、情報提供ネットワークより取得する。	事前	重要な変更(公金受取口座の活用にあたって追記)
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 2. 基本情報 ⑦使用の主体 使用部署 ※	・県総務部税務課、県の各県税事務所	・県総務部税務課、県の各県税事務所支所、自動車税事務所支所	事後	重要な変更にあたらないため(表現の修正)
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑧使用方法 ※ 情報の統計分析 ※	・納税者の地方税情報、障害者情報、生活保護情報について、税の賦課徴収に関する統計や分析は行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。	・納税者の地方税情報、障害者情報、生活保護情報、口座情報等について、税の賦課徴収に関する統計や分析は行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別しうるような情報の統計や分析は行わない。	事前	重要な変更(公金受取口座の活用にあたって追記)
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	・番号法第19条第9号	・番号法第19条第10号	事後	重要な変更にあたらないため(番号法改正による修正)
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	・本県で賦課しない者に係る所得税申告書等データ	・本県で賦課しない者	事後	重要な変更にあたらないため(表現の修正)
令和6年11月26日	II 特定個人情報ファイルの概要 6. 特定個人情報の保管・消去 ②保管期間 その妥当性	・番号法第23条(情報提供の記録)、番号法施行令第29条(情報提供等の記録の保存期間)の規定に基づき、7年間は記録を保存する必要がある。	・番号法第23条(情報提供等の記録)、番号法施行令第30条(情報提供等の記録の保存期間)の規定に基づき、7年間は記録を保存する必要がある。	事後	重要な変更にあたらないため(番号法施行令改正による修正)
令和6年11月26日	(別添2)ファイル記録項目 業務共通	20 消込キー変換マスタ 納付情報と税システムで管理する賦課情報の紐付け情報	20 機関コードマスター 未使用のため、対象外 21 消込キー変換マスター 納付情報と税システムで管理する賦課情報の紐付け情報	事後	重要な変更にあたらないため(誤記修正)
令和6年11月26日	(別添2)ファイル記録項目 基本情報	(追記)	8 共通番号権限マスター 共通番号の照会／更新権限 9 共通番号証跡履歴 個人番号の照会履歴 10 基本情報特定個人情報マスター 中間サーバ照会結果	事後	重要な変更にあたらないため(誤記修正)
令和6年11月26日	(別添2)ファイル記録項目 自動車二税(自動車税・自動車取得税)	(追記)	31 自税環境性能割課税マスター 自税環境性能割の課別の課税情報(税額、納期限など) 32 自税環境性能割課税経歴 自税環境性能割の課税の履歴(税額、納期限など) 33 自税環境性能割還付経歴 自税環境性能割の還付情報履歴 34 自税環境性能割処分経歴 自税環境性能割の滞納に因る処分履歴 35 自税環境性能割収納経歴 自税環境性能割の収納履歴	事後	重要な変更にあたらないため(誤記修正)
令和6年11月26日	(別添2)ファイル記録項目 収納関係	18 収納管MPN消込マスター 未使用のため、対象外	18 収納管MPN消込マスター MPN収納分の消込データの情報	事後	重要な変更にあたらないため(誤記修正)
令和6年11月26日	(別添2)ファイル記録項目 収納関係	(追記)	28 収納管登録キー情報番変前マスター 自動車の登録番号変更前のデータ 29 収納管4月繰越前課税情報マスター 滞納繰越前の課税情報 30 共通納税付情報管理マスター 共通納税システムから提供される納付情報管理ファイルの情報 31 収納管基幹番号対応 eLTAXと税トータルシステムのキーの紐づけ 32 納管共通納税依頼累積マスター 共通納税システムへの納付依頼データの累積	事後	重要な変更にあたらないため(誤記修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。) リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・国税連携システム(eLTAX)について、国税庁との情報連携については、地方税法施行規則第2条の第4第2号及び第3号(※事業税並びに第7条の2の3)の規定に基づき、総務大臣が定める「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」に従って行っている。 (中略) (※)地方税法第761条の定めにより、設置されている地方税共同機構が総務大臣が定める「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」第1の1(3)により、同告示の基準に適合したセキュリティ対策を実施しているものと認めた事業者	・国税連携システム(eLTAX)について、国税庁との情報連携については、地方税法施行規則第24条の第4第3項第2号及び第3号の規定に基づき、総務大臣が定める「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成31年総務省告示第151号)」に従って行っている。 (中略) (※)地方税法第761条の定めにより、設置されている地方税共同機構が総務大臣が定める「地方税法施行規則第24条の第4第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成31年総務省告示第151号)」第1の1(3)により、同告示の基準に適合したセキュリティ対策を実施しているものと認めた事業者	事後	重要な変更にあたらないため(地方税法施行規則の改正及び基準の改廃による修正)
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク 事務で使用するその他のシステムにおける措置の内容	・税トータルシステムは、電磁的記録媒体を通じて、中間サーバーと接続するが、特定個人情報の照会については、番号法等の規定に基づく、障害者関係情報又は生活保護関係情報を照会する場合の処理に限られるよう制限する。	・税トータルシステムは、電磁的記録媒体を通じて、中間サーバーと接続するが、特定個人情報の照会については、番号法等の規定に基づく、障害者関係情報や生活保護関係情報、口座情報等を照会する場合の処理に限られるよう制限する。	事前	重要な変更(公金受取口座の活用にあたって追記)
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 3. 特定個人情報の使用 リスク1:目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク その措置の内容	・端末PCのパスワードについては、英数字を組み合わせたものとしているほか、定期的にパスワードの変更を行う仕様となっている。	・端末PCのパスワードについては、英数字を組み合わせたものとしている。	事後	重要な変更にあたらないため(運用に合わせた修正)
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク ユーザ認証の管理 具体的な管理办法	(追記)	・各職員の端末PCからの利用においては、ID・パスワード及び顔認識により認証を行った後、シングルサインオンにて税トータルシステムにログインする。	事後	重要な変更にあたらないため(運用に合わせた修正)
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク 特定個人情報の提供・移転に関するルール ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	事後	重要な変更にあたらないため(番号法施行規則の改正による修正)
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク2:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	・国税連携システム(eLTAX)では、特定個人情報の提供は、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行っている。	事後	重要な変更にあたらないため(番号法施行規則の改正による修正)
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) リスク3:誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク リスクに対する措置の内容	・国税連携システム(eLTAX)で提供する電子データについては、番号法施行規則第20条第2号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。	・国税連携システム(eLTAX)における電子データの提供については、番号法施行規則第20条第3号の規定に基づき、安全性及び信頼性を確保するために必要な基準として、内閣総理大臣が定める基準に従って行うこととする。	事後	重要な変更にあたらないため(番号法施行規則の改正による修正及び表現の修正)
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1:目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	①情報照会機能(※2)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※3)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。 (中略) (※3)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	①情報照会機能(※2)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト(※3)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。 (中略) (※3)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するため使用するもの。	事後	重要な変更にあたらないため(中間サーバーの特定個人情報保護評価書における記載に合わせた修正及び番号法改正による修正)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク2: 安全が保たれない方法によって入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事後	重要な変更にあたらないため（中間サーバーの特定個人情報保護評価書における記載に合わせた修正）
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク リスクに対する措置の内容	・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手するところが担保されている。	・中間サーバーは、個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確な照会対象者に係る特定個人情報を入手することが担保されている。	事後	重要な変更にあたらないため（中間サーバーの特定個人情報保護評価書における記載に合わせた修正）
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏洩・紛失するリスク リスクに対する措置の内容	③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。	③情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に結果情報を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。	事後	重要な変更にあたらないため（中間サーバーの特定個人情報保護評価書における記載に合わせた修正）
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク5: 不正な提供が行われるリスク リスクに対する措置の内容	②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。	事後	重要な変更にあたらないため（中間サーバーの特定個人情報保護評価書における記載に合わせた修正）
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク リスクに対する措置の内容	①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 (中略) ③中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	①セキュリティ管理機能(※)により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者から受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行っている。 (中略) ③中間サーバー・プラットフォームの事業者においては、特定個人情報に係る業務にはアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。	事後	重要な変更にあたらないため（中間サーバーの特定個人情報保護評価書における記載に合わせた修正）
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク リスクに対する措置の内容	①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。	①情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、提供許可証と情報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。	事後	重要な変更にあたらないため（中間サーバーの特定個人情報保護評価書における記載に合わせた修正）
令和6年11月26日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取り扱いプロセスにおけるリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	(追記)	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク（総合行政ネットワーク等）を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離とともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理（アクセス制御）しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。	事後	重要な変更にあたらないため（中間サーバーの特定個人情報保護評価書における記載に合わせた修正）

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年11月26日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ①自己点検 具体的なチェック方法	・国税連携受信システムにあっては、「電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成25年総務省告示第206号)」の達成状況について、自己評価を実施している。	・国税連携受信システムにあっては、「地方税法施行規則第24条の40第3項第2号及び第3号に規定する電気通信回線その他の電気通信設備に関する技術基準及び情報通信の技術の利用における安全性及び信頼性を確保するために必要な事項に関する基準(平成31年総務省告示第151号)」の達成状況について、自己評価を実施している。	事後	重要な変更にあたらないため(基準の改廃による修正)
令和6年11月26日	IV その他のリスク対策 1. 監査 ②監査 具体的な内容	なお、一般社団法人地方税電子化協議会が運営する地方税ポータルセンタについては、一般社団法人地方税電子化協議会において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。	なお、地方税共同機構が運営する地方税ポータルセンタについては地方税共同機構において、毎年度、情報セキュリティ監査(外部監査)を実施している。	事後	重要な変更にあたらないため(団体名称変更による修正)
令和6年11月26日	IV その他のリスク対策 2. 従業者に対する教育・啓発 従業者に対する教育・啓発 具体的な方法	<国税連携システムにおける措置> 担当者を、一般社団法人地方税電子化協議会が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	<国税連携システムにおける措置> 担当者を、地方税共同機構が毎年実施しているセキュリティ研修会に参加させている。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育資材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事後	重要な変更にあたらないため(団体名称変更、中間サーバーの特定個人情報保護評価書における記載に合わせた修正)
令和6年11月26日	V 開示請求、問合せ 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	・郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県本庁舎8階 千葉県総務部税務課管理・システム班 043-223-2064	・郵便番号260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 千葉県本庁舎8階 千葉県総務部税務課税務システム室 043-223-2106	事後	重要な変更にあたらないため(組織改正による修正)
令和6年11月26日	VI 評価実施手続 2. 国民・県民等からの意見の聴取 ②実施日・期間	平成31年4月17日～令和元年5月17日	令和6年8月19日～令和6年9月19日	事後	重要な変更にあたらないため(意見公募手続きの実施に係る修正)
令和6年11月26日	VI 評価実施手続 3. 第三者点検 ①実施日	令和元年5月30日	令和6年9月24日	事後	重要な変更にあたらないため(諮問の実施に係る修正)